

○宇都宮市中心身障害者福祉手当支給条例施行規則

昭和44年3月31日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市中心身障害者福祉手当支給条例（昭和44年条例第15号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭45規則14・昭49規則13・平19規則58・一部改正）

(申請)

第2条 条例第4条の規定により、対象者の認定を受けようとする者は、心身障害者福祉手当支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、対象者の認定につき必要があると認めるときは、前項の申請書のほか、必要な書類の提出を求めることがある。

（昭45規則14・昭49規則13・平10規則57・一部改正）

(認定)

第3条 前条第1項の申請があつたときは、市長は、当該申請に係る書類を審査し、心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給するかどうかを決定するものとする。

2 前項の規定により手当の支給を決定したときは、市長は、心身障害者福祉手当受給者台帳に登載するとともに、心身障害者福祉手当通知書により、当該申請人に対し支給決定の旨を通知する。

3 宇都宮市遺児手当支給条例施行規則（昭和44年規則第76号）の規定による遺児手当受給者台帳及び遺児手当通知書は、心身障害者福祉手当受給者台帳及び心身障害者福祉手当通知書に準用する。

（昭45規則14・昭49規則13・昭50規則31・一部改正）

(手当の支給)

第4条 条例第6条第2項の規定による手当の支給は、受給者に対し、そのつど支給期日等を通知して行うものとする。

（平19規則58・一部改正）

(届出)

第5条 条例第12条第1項の規定による受給資格の変更又は消滅の届出は、心身障害者福祉手当支給資格変更（消滅）届出書によりしなければならない。

(昭45規則14・昭49規則13・昭50規則31・平10規則57・平19規則58・
一部改正)

(様式)

第6条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(平10規則57・追加)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平10規則57・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年3月31日規則第14号)

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月27日規則第13号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年12月18日規則第57号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日規則第58号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。